

保育の必要性の認定について

保育の必要性を認定するためには、保護者がいずれかの事由に該当することが必要です。該当する事由について、必要な書類を申請書に添付してください。

- ・①～⑧の場合に応じて以下の書類が必要です。

※父につき1枚、母につき1枚必要です（きょうだいがある場合、2人目以降は写しで可）

①就労の場合 ※月48時間以上の労働が必要

□就労証明書

外勤、内職の場合は就労（内定）証明書を事業者記入していただき、提出ください。

自営・農業の方は裏面の就労状況申告書に記入後、提出ください。営業所得が確認できない場合は、個人事業の開業届の写しが必要となる場合があります。

②妊娠・出産の場合

※認定期間は出産（予定日）前6週間、後8週間となります。

□家族の状況証明書（就労以外用） □母子手帳（出産予定日が分かる部分）の写し

③疾病・障がいの場合

□家族の状況証明書（就労以外用）※証明書に医師の証明の記載が必要です。

□障がいの場合は「障害者手帳」の写し

④常時の介護や看護が必要な親族の介護又は看護をしている場合

□家族の状況証明書（就労以外用）※証明書に医師の証明の記載が必要です。

□障がいの場合は「障害者手帳」の写し

⑤災害復旧

□「り災証明書」又は「被災証明書」

⑥求職活動 ※認定期間は原則90日間です。

□家族の状況証明書（就労以外用） □就労誓約書 □ハローワークの写し

⑦就学・職業訓練

□家族の状況証明書（就労以外用）

□「学生証の写し」又は「在学証明書」又は「職業訓練を受講していることが分かる書類」

□時間割の写し等、受講時間の分かる書類

⑧児童虐待・DV

□児童相談所・保健センター・子育て相談センターの「意見書」など